

特 集

～常任委員会の審議より～

総務文教厚生委員会

今定例会の審議結果

今定例会では補正予算3件を含む議案5件と、閉会中の継続審査事件である請願1件、同じく陳情4件、新たに提出された陳情1件を審議しました。

平泉寺旧境内ガイダンス施設の契約変更について

この施設は現在建設中ですが、きわめて特異な土質のため、セメントが固化せず、十分な強度がない事が施工中にわかりました。そこで、基礎杭の工法を変更するため、契約を変更する必要が発生した旨の説明を受けました。

地域福祉計画の策定状況

本年度は、新しい地域福祉計画の策定作業が進められていますが、途中経過として体系の説明を受けました。この中で、地域福祉の基本目標や、福祉への市民参画、福祉施策の実行や目標達成のための具体的な施策の項目が示されました。

平泉寺荘について

平泉寺荘は現在、勝山市社会福祉協議会に無償で貸与し有効活用していましたが、平成26年3月で現在の契約は終了します。委員会では平泉寺荘を取り巻く現状について説明があり、最近では県外客が宿泊客の約半

その他の報告事項

そのほか、勝山市の公共用地等の契約方法に関する今後の方針について議論しました。また、本年度行われた公売の内容や結果、民生委員の選任、新規定管理者の指定について説明がありました。

「水芭蕉」及びふれあい会館の指定管理者の指定

勝山温泉センター「水芭蕉」と及び勝山市ふれあい会館の指定管理者の指定について、平成26年3月で現在の契約は終了します。

えちぜん鉄道連携協議会 設置について

「えちぜん鉄道活性化連携協議会」の設置や、関連する「福武線」と二国芦原線の相互乗り入れに関して説明があり、現在の状況や、相互乗り入れによる利点や問題点が現被考られる運行案などの説明がありました。

委員会として存続の可能性を含めて様々な角度から議論しました。

建築物の制限に関する条例制定について

9月定例会の委員会で説明のあった建築物の制限について、本定例会で条例の制定が提案されました。

建築物の制限については、ただし書きによる適用除外が設けられ、良好な環境を害さないもの、又は公益上やむを得ないと認められるものは許可を得て建設することができるようになりました。この許可をすることができる対象及び具体的な事例について、委員会から様々な意見・提案がありました。

度住宅改修等の補助制度について



成23年4月1日からの5年間、有限会社YアンドYが施設の指定管理者に決まりました。これら施設の指定管理はこれまでの5年間を含めて2回あります。この指定となります。委員会ではこの指定にあたり、市は条例や決算状況などを確認し、その上で、将来的な展望が見えない中、平成25年3月をもって営業を終了したい旨の報告がありました。

今定例会の審議結果

今定例会では補正予算5件を含む議案7件と、請願1件、陳情1件、閉会中の継続審査事件の陳情1件を審査しました。米政策及びTPPに関する請願と陳情はそれぞれみなし採択及び採択し、議会としまして関係省庁に意見書を提出しました。

建設産業委員会

建築物の制限に関する条例制定について

9月定例会の委員会で説明のあった建築物の制限について、本定例会で条例の制定が提案されました。

建築物の制限については、ただし書きによる適用除外が設けられ、良好な環境を害さないもの、又は公益上やむを得ないと認められるものは許可を得て建設することができるようになりました。この許可をすることができる対象及び具体的な事例について、委員会から様々な意見・提案がありました。

委員会では平成23年度の当初予算で計上する予定の住宅改修等の補助制度について説明がありました。リフォームを促進するため、これらについて事前に委員会で説明があつたことは高く評価したいという意見がありました。

委員からは、それぞれの事業及び定住化促進事業の内容変更について、特に議員からも要望が強かつたもので、これについて事前に委員会で説明があつたことは高く評価したいという意見がありました。

委員会では平成23年度の当初予算で計上する予定の住宅改修等の補助制度について説明がありました。

委員会では平成23年度の当初予算で計上する予定の住宅改修等の補助制度について説明がありました。